

世田谷区避難行動要支援者避難支援プランの改定【新旧対照】

別紙3

重点課題安否確認、避難計画の強化

福祉避難所の連携の強化

風水害対策の強化

	中項目	主な変更点
第1章 総則	1基本的な考え方 2計画の位置づけ 3想定する災害	4要配慮者・避難行動要支援者支援・避難支援者 5避難支援の仕組み・進め方
第2章 避難行動要支援者情報の収集・共有の方法	1対象者名簿の作成・配備 2同意者名簿の作成・配備 3名簿作成に関する関係部署の役割分担 4個人情報の取扱い	○個別避難計画作成の努力義務化 ・災害対策基本法改正により個別避難計画の作成が義務化。区が優先度の高い者から個別避難計画を作成。 ・本人や地域団体作成したものも区に提出し、個別避難計画として扱う。 ・名称も「個別避難計画」に整理(第8章より移設)
第3章 避難支援体制	1避難行動要支援者支援検討部会の設置 2避難行動要支援者支援班等の設置	3関係機関及び地域との連携・協働
第4章 情報伝達・安否確認・避難誘導	1情報伝達体制 2安否確認・避難支援	
第5章 避難所における支援	1避難所における支援 2福祉避難所(高齢者・障害者)における支援 3在宅避難への支援	○指定福祉避難所の設置(新設)と受け入れ対象者の事前マッチング ・事前に受入者の調整を行い、指定福祉避難所への直接避難を促進。 ・指定福祉避難所ごとに受入対象者を特定して予め指定の際に公示することによって受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化。 ・小規模な施設やスペースでも指定福祉避難所の要件を満たせば、指定福祉避難所として指定。 ○福祉避難所(母子)(資料編から本編への移設)
第6章 普及啓発	1行動マニュアル等の整備 2避難訓練の実施	3講演会の開催
第7章 風水害対策	1区内河川の現況 2近年の水害 3水防体制 4避難支援 5土砂災害対策 6普及・啓発	○「避難指示」への一本化。 ・避難のタイミングを明確にするために、警戒レベル4の「避難勧告」と「避難指示(緊急)」を一本化。 変更後は、レベル5「緊急安全確保」レベル4「避難指示」レベル3「高齢者等避難」 ○災害が発生するおそれの段階で対策本部の設置。 ○水害時避難所の設置(新設) ・水害時避難所(第1次):台風接近・通過前日まで(24時間前まで)に開設。 ・水害時避難所(第2次):台風接近・通過当日(暴風雨前)までに開設 ○風水害の平時からの避難行動等に関する普及啓発(新設)
第8章 計画の推進に向けて	1計画の見直し 2区のマニュアル整備 3避難行動要支援者対策の今後の進め方	主な変更点は で囲われた項目